

1. 再課程認定申請後の変更内容

①令和4(2022)年4月1日施行

【対象：ア．小・中・高、イ．特別支援学校以外】

ア．「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の開設、
イ．66条の6の改正

②令和4(2022)年7月28日施行

【対象：高・養護・栄養】

「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に

③令和6(2024)年4月1日施行

【対象：特別支援学校】

特別支援教育に関する科目のコアカリキュラム策定に伴うカリキュラム変更

④令和6(2024)年4月1日施行

【対象：〈中〉理科・家庭・技術、〈高〉理科・家庭・情報】

教科に関する科目の科目区分の変更

⑤令和6(2024)年4月4日事務連絡

教科に関する専門的事項に「・」が含まれる教科

【対象：】

◇中学

○社会：日本史・外国史

○理科：物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験

○音楽：音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

○美術：美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

○保健体育：「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、衛生学・公衆衛生学

○保健：生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学

○技術：機械・電気（実習を含む。）

◇高校

○地理歴史：人文地理学・自然地理学

○音楽：音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

○美術：美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

○工芸：図法・製図、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及

びアジアの工芸を含む。)

○保健体育：「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学
(運動方法学を含む。)、衛生学・公衆衛生学

○保健：衛生学・公衆衛生学

○情報：情報社会(職業に関する内容を含む。）・情報倫理、マルチメディア表現・マルチメディア技術

○福祉：高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、介護理論・介護技術、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解

表にまとめると

種類	区分	①	②	③	④	⑤
幼	教職					
	領域					
	66条の6	○				
小	教職	○				
	教科					
	66条の6	○				
中	教職	○				
	教科				○	○
	66条の6	○				
高	教職	○	○			
	教科				○	○
	66条の6	○				
養護	教職		○			
	養護					
	66条の6	○				
栄養	教職		○			
	英語					
	66条の6	○				
特支				○		

※

※

※一部の教科

2. 令和4（2022）年4月1日施行

◆2022年4月からの変更点

- 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」欄を新設（小中高のみ）。
- 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目において、「情報機器の操作」を「数理、データ活用及び人工知能に関する科又は情報機器の操作」に変更。

現在では必ず新様式を利用しなければならない。

☆[教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集（令和3年11月2日事務連絡）](#)

No.46

Q 令和元年度入学生～令和3年度入学生の学力に関する証明書は4月以降発行する場合、修得済、未修得のいずれの場合も新規則の学力に関する証明書を発行することになるか。

A 改正省令については令和4年4月1日より施行されるため、それ以降は改正後の免許法施行規則に対応した学力に関する証明書を発行いただく必要がある。

◆この変更において学力に関する証明書において変更が必要となった部分

課程 免許種	新課程 2019年度以降入学生	旧課程 1999/2000～2018年度入学生
幼	66条の6	66条の6
小	ICT事項科目／66条の6	66条の6
中	ICT事項科目／66条の6	66条の6
高	ICT事項科目／66条の6	66条の6
特支	なし	なし
養護	66条の6	66条の6
栄養	66条の6	66条の6

- 令和元年度入学生～令和3年度入学生のカリキュラムにおいては、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」という事項は必修とされておらず、経過措置として改正前の事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を修得すれば、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位を修得したものとみなされることとなっている（[令和3年改正免許法施行規則附則第2・3項](#)）。

中学校教諭免許状の教科及び教職に関する科目（令和３年改正前後の比較）

科目	令和３年改正前	令和３年改正後
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	
	総合的な学習の時間の指導法	
	特別活動の指導法	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法及び技術
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
教育実践に関する科目	教育実習	
	教職実践演習	
大学が独自に設定する科目		

- そのため、カリキュラム上「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に位置付けられている授業科目であっても、単位修得後は、学力に関する証明書においては「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の証明欄において単位修得証明をすることとなる。
- 経過措置適用者の場合は、学力に関する証明書様式は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」があるものを使うという誤解のないようにしなければならない。
- 経過措置上は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に位置付けられた授業科目が存在するものの、法令上は、2022年４月１日以降、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は存在しなくなるため、「教育の方法及び技術（情報

機器及び教材の活用を含む。)」の証明をすることはできないということになる。

◆経過措置適用科目の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」欄の証明例

(1) 共通事項

記載方法については、文部科学省から記載例が示されているが、この証明書を受け取った相手側がわかるようにできていればよいので、各大学において工夫してかまわない。文部科学省の示した例と私の提示する2つの例をもとに説明する。

なお、経過措置が適用される者の証明について、文部科学省からの留意事項として、備考欄に「令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2、3項により、旧課程において修得した「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目の単位を、改正後の「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の単位とみなす場合、備考欄にその旨補足すること」と記載例に指示がある。そのため備考欄には「注）令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。」という一文を入れる。

(2) 文部科学省提示の記載例

2単位科目として開講されていた「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」における開講科目「△△△△△」を改正後の「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位としてみなす場合が示されている。この場合、「単位修得済授業科目」欄の「名称」と「単位数」欄には、「△△△△△」の単位を2重カウントしないよう留意する必要がある。そのため、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」では授業科目名に（ ）を付して、「△△△△△」の単位が両方の事項の単位として使用されている旨がわかるように記載する。

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	注）令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○	(△△△△△)	(2)	
・生徒指導の理論及び方法				
		小計	2	

(3) 文部科学省例示以外の証明例 1

「教育の方法及び技術」にのみ授業科目名と単位を記載し、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の欄では「名称」欄は空白、「単位数」欄に※を記載し、備考欄にて「教育の方法及び技術」の単位に含むという記載をする。

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	注) 令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。 ※「教育の方法及び技術」に含む。
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○		※	
・生徒指導の理論及び方法	○			
小計			2	

(4) 文部科学省例示以外の証明例 2

2つの事項の「名称」と「単位数」欄を結合し、2つの事項を1つの授業科目でカバーしている旨がわかるようにする。この方法が一番手間のかからない証明方法だと思われる。各大学において、1つの事項で1つの欄というこだわりがなければこの方法が一番簡易かと思われる。

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・教育の方法及び技術	○	△△△△△	2	注) 令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○			
・生徒指導の理論及び方法	○			
小計			2	

◆数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作の証明例

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の修得に必要なものとして教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目は、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位となった。「情報機器の操作」2単位という部分が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位というふうに、「情報機器の操作」2単位が必ずしも必修ではなくなった。

☆[教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集（令和3年11月2日事務連絡）](#)

No.34

Q 「学力に関する証明書」の様式の作成例において、「数理科目」と「情報機器の操作」の科目は1行で作成されている。「数理科目」を1単位＋「情報機器の操作」を1単位の修得は認められないとのことであるが、仮にそのような修得をした場合、他大学や教育委員会はどのようにしてその修得科目が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」と判断するのでしょうか。例えば1行にする場合は確認欄を作る、2行に分けてどの区分で単位修得しているかわかるかと思うのですが、いかがでしょうか。

A 学力に関する証明書は、免許法施行規則に基づき科目名を記載することとなっているため、当該科目は1つの科目として1行の欄で様式例を作成している。一義的には、教育委員会等は当該科目欄に記載された単位が、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」と「情報機器の操作」のいずれなのかを確認する必要はなく、教職課程を置く大学において、本施行規則で規定された修得方法に基づき、適切に履修指導及び証明を行っていただく必要がある。なお、備考欄で補足するなど、大学で便宜的に記載を工夫されることは構わない。

■ 文部科学省例示様式

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法			
体育			
外国語コミュニケーション			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作			
計		0	

「免許法施行規則において、「数理科目2単位又は情報機器の操作2単位」と規定しているため、いずれかで2単位の修得が必要となる。このため、両者を併せて2単位の修得とすることはできない。」と教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集No.32において示されている。このためNo.34の質問において2行にすべきではという質問がなされている。1行の場合、備考欄において、「情報機器の操作」と「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」のいずれの分野で2単位を確実に修得したのかを明記する必要がある。ただし、備考欄に記載がないとわからなくなるため、私が提示する2行にするほうが実務上もわかりやすいのではないかと考える。

■ 私の提案

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法			
体育			
外国語コミュニケーション			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目 情報機器の操作		
計		0	

3. 令和4（2022）年7月28日施行

◆2022年7月28日からの変更点（[令和4年7月28日付け施行通知](#)）

- 「総合的な学習の時間の指導法」から「総合的な探究の時間の指導法」に改正（高のみ）。
- 「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」から「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」に改正（養護・栄養）
- 令和元年度入学生～令和4年度入学生のカリキュラムにおいては、「総合的な探究の時間の指導法」という事項は必修とされておらず、経過措置として改正前の事項「総合的な学習の時間の指導法」の単位を修得すれば、「総合的な探究の時間の指導法」の単位を修得したものとみなされることとなっている（令和4年改正免許法施行規則附則第3項）。

4. 令和6（2024）年4月1日施行

◆2024年4月1日からの変更（[令和5年9月27日付施行通知](#)）

中学：理科、技術、家庭 ／ 高校：理科、情報、家庭 の教科に関する専門的事項の科目区分変更

2024（令和6）年4月1日以降交付分の新法（平成28年改正法）様式での発行にあたっては、改正後の科目区分の名称にして発行することとなる。

（1）中学：理科

新規則	旧規則
物理学	物理学
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
化学	化学
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学実験（コンピュータ活用を含む。）
生物学	生物学
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
地学	地学
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験（コンピュータ活用を含む。）
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	

（2）中学：技術

新規則	旧規則
材料加工（実習を含む。）	木材加工（製図及び実習を含む。）
	金属加工（製図及び実習を含む。）
機械・電気（実習を含む。）	機械（実習を含む。）
	電気（実習を含む。）

生物育成	栽培（実習を含む。）
情報とコンピュータ	情報とコンピュータ（実習を含む。）

（３）中学：家庭

新規則	旧規則
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服製作実習を含む。）
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
住居学	住居学
保育学 （実習を含む。）	保育学（実習を含む。）

（４）高校：理科

新規則	旧規則
物理学	物理学
化学	化学
生物学	生物学
地学	地学
「物理学実験 （コンピュータ活用を含む。） 、化学実験 （コンピュータ活用を含む。） 、生物学実験 （コンピュータ活用を含む。） 、地学実験 （コンピュータ活用を含む。） 」	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

（５）高校：情報

新規則	旧規則
情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	情報社会・情報倫理
コンピュータ・情報処理 （実習を含む。）	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）
情報システム （実習を含む。）	情報システム（実習を含む。）
情報通信ネットワーク （実習を含む。）	情報通信ネットワーク（実習を含む。）
マルチメディア表現・マルチメディア技術 （実習を含む。）	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）
	情報と職業

（６）高校：家庭

新規則	旧規則
-----	-----

家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服製作実習を含む。）
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
住居学（製図を含む。）	住居学（製図を含む。）
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学（実習及び家庭看護を含む。）
家庭電気・家庭機械・情報処理	家庭電気・家庭機械・情報処理

▼令和 5 年改正免許法施行規則附則第 2 条

5 令和 6 年 3 月 31 日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和 6 年 3 月 31 日までに認定課程において次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第 1 の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、旧規則第 4 条第 1 項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

- 一 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 二 化学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 三 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 四 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 五 機械（実習を含む。）
- 六 電気（実習を含む。）

中学理科・技術に関する規定。

改正前の科目区分において、すべての分野の単位を修得できなかった場合、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位として算入することができる。

6 令和 6 年 3 月 31 日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和 6 年 3 月 31 日までに認定課程において次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第 1 の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第 4 項の規定の適用を受ける場合を除く）にあつては、旧規則第 5 条第 1 項の表備考第一号に規定する教科にする専門的事項に関する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

- 一 家庭電気・家庭機械・情報処理
- 二 情報社会・情報倫理

三 情報と職業

高校家庭・情報に関する規定。

改正前の科目区分において、すべての分野の単位を修得できなかった場合、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位として算入することができる。

証明例

マルチメディア表現・マルチメディア技術			
うちマルチメディア表現に係る科目			
うちマルチメディア技術に係る科目			
・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			

て、授業科目を履修し、単位を修得している場合に、確認欄に「○」を記載すること

注）「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年文部科学省令第31号）附則第2条第6項（又は第3条第6項）により、同令による改正前の高等学校情報「情報社会・情報倫理」「情報と職業」の単位を、同令による改正後の高等学校家庭に関する「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなしている。

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」

注）「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年文部科学省令第31号）附則第2条第6項（又は第3条第6項）により、同令による改正前の高等学校情報「情報社会・情報倫理」「情報と職業」の単位を、同令による改正後の高等学校家庭に関する「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなしている。

家庭の「家庭電気・家庭機械・情報処理」については今回の改正により科目区分自体が削除されたため、教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすにあたっては、学力に関する証明書の科目区分欄、保育学の下に欄を設けて、そこで単位修得証明をすることになる。

つまり、改正後の科目区分に該当する区分はなくなったものの、教科に関する専門的事項に関する科目の総単位数に算入することは可能ということになる。

これは2000（平成12）年の免許法施行規則改正時にも同様のことがあった（中学家庭の「家庭電気・機械」が削除された）。その時の解釈事例（平成12年12月15日付け事務連絡）において、次のように示された。

「家庭電気・機械」については、科目そのものが削除されているため、「家庭電気・機械」として単位修得証明を行った上で、免許状授与の際に教科に関する科目の単位数として算入することになる。

今回も同様の取り扱いになる。

廃止された科目区分（家庭電気・家庭機械・情報処理）の証明例

保育学				
・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）				注）「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年文部科学省令第31号）附則第2条第6項（又は第3条第6項）により、同令による改正前の高等学校家庭「家庭電気・家庭機械・情報処理」の単位を、同令による改正後の高等学校家庭に関する「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなしている。

注）「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年文部科学省令第31号）附則第2条第6項（又は第3条第6項）により、同令による改正前の高等学校家庭「家庭電気・家庭機械・情報処理」の単位を、同令による改正後の高等学校家庭に関する「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなしている。

4. 令和6（2024）年4月4日事務連絡

“・”で結ばれる事項（複合事項）については、社会の“日本史・外国史”を除き、1つの認定課程（1学科等）において一般的包括的内容を含む単位を修得することが2024年4月4日の解釈変更前までは求められていた。

しかし、2024年4月4日の解釈変更後は“・”で結ばれる事項（複合事項）においては、複数の認定課程（2以上の学科等）において一般的包括的内容を含む単位を修得して、一般的包括的内容を満たすことが可能となった。

事務連絡（令和6年4月4日付け）

（1）変更前

含有事項に関する科目の単位を異なる大学等で修得した場合に、それらを合わせて複合事項全体として一般的包括的内容を含むものを修得したとみなすことは基本的にできず、複合事項に含まれる含有事項は、1つの大学等で修得する必要がある。

例外として、中学校「社会」に係る教科に関する専門的事項のうち「日本史・外国史」に関する科目の単位のみ、高等学校「地理歴史」における「日本史」及び「外国史」と共通開設されており、かつそれぞれが一般的包括的内容を含むものとして開設されている場合に限り、異なる大学等においてそれぞれを修得することが可能。

なぜ“日本史・外国史”が例外扱いであったのかということだが、同一学科等において、通常、社会と地理歴史の認定を受けていることが多い。その場合、“日本史”分野の一般的包括的内容を含む科目として例えば“日本史概説”という授業科目を開設していたとすると、社会と地理歴史は共通開設（1つの授業科目の単位を複数の免許課程の単位で使用できるとする特例）が可能のため、“日本史概説”の単位を修得すれば、社会と地理歴史の“日本史”分野の一般的包括的内容を含む単位を修得したことになる。

この場合、地理歴史では“日本史”分野の一般的包括的内容を含む単位を修得したことになるにもかかわらず、社会においては“日本史”分野に加え、“外国史”分野の一般的包括的内容を

含む科目の単位の修得ができた場合のみ、“日本史・外国史”の一般的包括的内容を含んで修得したとして証明できないとなると次のようなことが生じるため、例外的に複数の認定課程の単位のあわせわざで一般的包括的内容を含む証明が可とされていた。

“外国史”分野の一般的包括的内容を含む科目の単位の未修得により、卒業後他大学において、“日本史・外国史”の一般的包括的内容を含む単位を修得するにあたって、地理歴史の“日本史”分野では一般的包括的内容を含む証明ができているにもかかわらず、“日本史・外国史”の事項において一般的包括的内容を含んでいないと証明されると、すでに出身大学において“日本史”分野の一般的包括的内容を含む単位を修得しているにもかかわらず、あらためて他大学において“日本史”分野の一般的包括的内容を含む単位を修得しなければならないため。

事務連絡（令和 6 年 4 月 4 日付け）

（2）変更後

中学校社会「日本史・外国史」に限らず、複合事項に含まれる含有事項に関する科目を異なる大学等で修得した場合に、含有事項に関する科目のそれぞれについても一般的包括的内容を含んでいると授与権者において確認できる場合は、共通開設されているかどうかを問わず、それらを合わせて、複合事項全体として一般的包括的内容を含むものを修得したと認めることを可能とする。

授与権者における確認の方法としては、授与権者ごとに判断が分かれることのないよう、学力に関する証明書において、複合事項全体としてのみならず、含有事項それぞれについて一般的包括的内容を含むかどうかについての確認欄を新たに設けることとし、大学等の判断において、必要に応じて記載することとする。

5. 旧法下において「総合演習」の単位を修得している場合

証明例 1：教職実践演習の下に総合演習の行を追加。備考欄等に修得年度を補足。

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位数	備考
教職実践演習			
総合演習	○	2	※平成 20 年改正教育職員免許法施行規則附則第●条適用 修得年度（平成●年度）

証明例 2：教職実践演習の確認欄に○を記入し、附則適用であることを備考欄で補足。

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位数	備考
教職実践演習	○	2	※平成 20 年改正教育職員免許法施行規則附則第●条適用 修得年度（平成●年度）